

改正案	現行
整理番号 No.1-028 令和 2年 6月17日 制 定 (国空機第 285号) 令和 3年 7月30日 一部改正 (国空機第 384号) 令和 3年 8月 2日 一部改正 (国空機第 383号) 令和 4年 4月 1日 一部改正 (国空機第1190号) 令和 6年 3月29日 一部改正 (国空機第 732号) 令和 6年 3月29日 一部改正 (国空機第 734号) 令和 年 月 日 一部改正 (国空機第 号) サーキュラー 国土交通省航空局安全部航空機安全課長 件名：航空法第 13 条の 4 に基づき国産航空機等の設計承認保有者が構築すべき 耐空性維持体制及び運航安全継続計画書の設定について	整理番号 No.1-028 令和 2年 6月17日 制 定 (国空機 285号) 令和 3年 7月30日 一部改正 (国空機第 384号) 令和 3年 8月 2日 一部改正 (国空機第 383号) 令和 4年 4月 1日 一部改正 (国空機第1190号) 令和 6年 3月29日 一部改正 (国空機第 732号) 令和 6年 3月29日 一部改正 (国空機第 734号) サーキュラー 国土交通省航空局安全部航空機安全課長 件名：航空法第 13 条の 4 に基づき国産航空機等の設計承認保有者が構築すべき 耐空性維持体制及び運航安全継続計画書の設定について
(中略)	(中略)
5.運航安全継続計画書 (Continued Operational Safety Plan) の作成 本サーキュラーの適用対象者は、規則第 23 条の 10 の規定への適合性を示すため、5-1 項から 5-4 項に示す事項について記載した文書（以下「運航安全継続計画書」という。）を作成し、第 6 項の手続きに従って、第 7 項に規定する管轄組織に提出し確認を得ること。	5.運航安全継続計画書 (Continued Operational Safety Plan) の作成 本サーキュラーの適用対象者は、規則第 23 条の 10 の規定への適合性を示すため、5-1 項から 5-4 項に示す事項について記載した文書（以下「運航安全継続計画書」という。）を作成し、第 6 項の手続きに従って、第 7 項に規定する管轄組織に提出し確認を得ること。
(中略)	(中略)
5-1 情報の収集、整理及び分析のための体制構築(規則第 23 条の 10 項第 1 項)	5-1 情報の収集、整理及び分析のための体制構築(規則第 23 条の 10 項第 1 項)

本サーキュラーの適用対象者は、証明等を受けた設計に係る航空機等について、規則第 23 条の 11 に規定される事態（本サーキュラーの第 4 節に記載された事態）が発生した場合、法第 13 条の 4 の規定に基づく国土交通大臣への報告を確保するため、証明等を受けた設計に係る国産航空機等の使用者、国産航空機等若しくはその装備品若しくはその装備品の製造（サプライヤーを含む。）又は整備若しくは改造をする者から関連する情報を収集し、整理及び分析するための体制を構築するため、下記の事項について運航安全継続計画書に規定すること。	本サーキュラーの適用対象者は、証明等を受けた設計に係る航空機等について、規則第 23 条の 11 に規定される事態（本サーキュラーの第 4 節に記載された事態）が発生した場合、法第 13 条の 4 の規定に基づく国土交通大臣への報告を確保するため、証明等を受けた設計に係る国産航空機等の使用者、国産航空機等若しくはその装備品若しくはその装備品の製造（サプライヤーを含む。）又は整備若しくは改造をする者から関連する情報を収集し、整理及び分析するための体制を構築するため、下記の事項について運航安全継続計画書に規定すること。
（中略）	（中略）
(h) 技術通報(SB 等)の作成 情報分析の結果、是正措置の構築が必要となった場合に設定する技術通報の作成及び航空局との調整手続き（TCD 発行要否のための調整を含む。）を記載すること。技術通報の重要度に応じた設定区分については、サーキュラーNo.1-013「技術通報(SB 等) の承認について」の規定に従うこと。ただし、運航安全継続計画書において、別の区分を設定し、第 7 項に規定する当該設計承認を管轄する組織による確認を受けた場合はこの限りではない。	(h) 技術通報(SB 等)の作成 情報分析の結果、是正措置の構築が必要となった場合に設定する技術通報の作成及び航空局との調整手続きを記載すること。技術通報の重要度に応じた設定区分については、サーキュラーNo.1-013「技術通報(SB 等) の承認について」の規定に従うこと。ただし、運航安全継続計画書において、別の区分を設定し、第 7 項に規定する当該設計承認を管轄する組織による確認を受けた場合はこの限りではない。
（以下省略）	（以下省略）
附則（令和 年 月 日） 1. 本サーキュラーは、令和 年 月 日から適用する。	
本サーキュラーに関する質問・意見等については下記に問い合わせること。 国土交通省航空局安全部航空機安全課航空機技術審査センター 〒480-0202 愛知県西春日井郡豊山町豊場 県営名古屋飛行場管理庁舎内 3F 電話番号 0568-29-1985	本サーキュラーに関する質問・意見等については下記に問い合わせること。 国土交通省 航空局安全部航空機安全課 航空機技術基準企画室 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 電話番号 03-5253-8735